

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

# 『2024年の介護保険法改正はどのような？』

2023年9月20日

日本派遣看護師協会

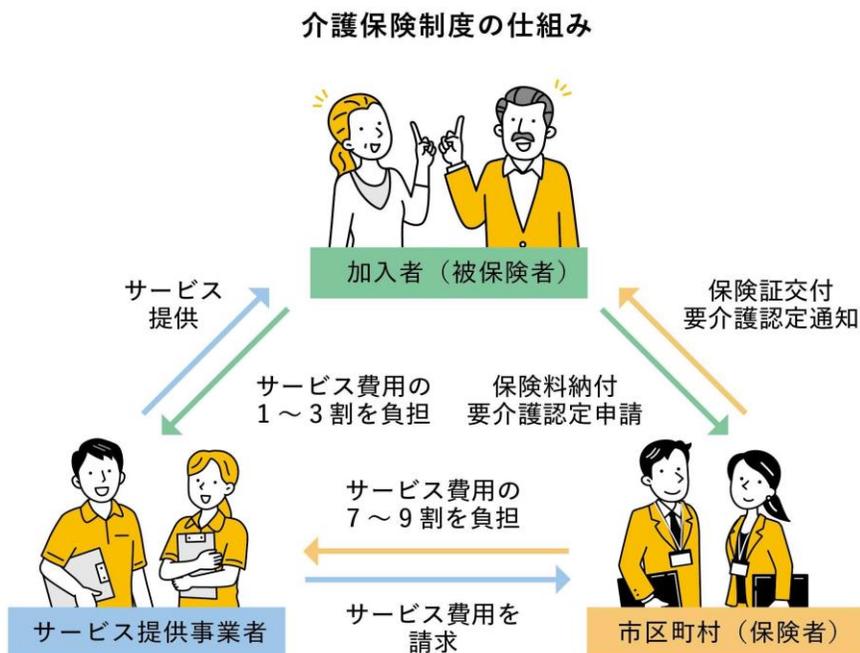
# 目次

- 1 介護保険法とは
- 2 介護保険法ができた背景と経緯
- 3 介護保険法の改正
- 4 2021年度の介護保険法改正のポイント
- 5 2024年の介護保険法改正はどうか？①
- 6 2024年の介護保険法改正はどうか？②

# 1. 介護保険法とは

2000年に施行された介護保険法（1997年12月に国会で成立）。高齢者を取り巻く状況や社会のニーズに合わせて、**3年に一度**法改正が実施されています。これまでの改正では、介護保険サービスの利用者負担額の引き上げなどが実施された一方で、サービスの拡充や支援体制の強化がなされています。

## 介護保険法と介護保険制度の仕組み



介護保険法は、高齢者の介護を社会全体で支えることを目的に施行されました。

現在では、介護保険を利用する方（要介護・要支援認定者数）は**約691.4万人**（2022年5月末時点）となり、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。

引用元：[厚生労働省『介護保険事業状況報告の概要（令和4年5月暫定版）』](#)

## 2. 介護保険法ができた背景と経緯

介護保険法が制定される前は、「老人福祉法」に基づいて特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの施設の新規開設や、現在の訪問介護にあたる老人家庭奉仕員派遣事業が制度化されていました。介護保険法が制定された背景には、以下のような理由で従来の「老人福祉法」や「老人保健法」によるサポートで十分に対応しきれなくなることがあります。

### 介護保険法ができた背景

- ・日本の高齢化の進行に伴う高齢者人口の増加
- ・核家族化が進んだことによる家族の介護問題

### 介護保険法制定による三つの目的

- ・高齢者の介護を社会全体で支える
- ・利用者本意の立場から適切なサービスを総合的、一体的に提供する
- ・社会保険方式を導入して保険料負担の見返りとしてサービスを受けられる



### 3. 介護保険法の改正

こうして2000年に施行された介護保険法は、これまで6回の改定を重ねてきています。各年度の主要な改正内容は以下のとおりです。

#### 介護保険法の改正年度と主な改正内容

2006年度 改正	予防重視システムへの転換。要介護状態区分を6段階から7段階に変更。地域密着型サービスと地域包括支援センターの創設など
2009年度 改正	介護事業者の法令遵守体制の整備を義務化など
2012年度 改正	地域包括ケアシステム（詳細は後述）の推進。24時間対応サービスや複合型サービスの創設など
2015年度 改正	所得に応じサービス利用者の自己負担割合が1割から1～2割へ引き上げ。特別養護老人ホーム新規入所が要介護3以上に。地域支援事業の充実など
2018年度 改正	所得に応じてサービス利用者の自己負担割合が1～2割から1～3割へ引き上げ。「介護医療院」創設など
2021年度 改正	高額介護サービス支給制度の上限見直し、地域包括ケアシステムの強化、福祉用具のレンタル費の適正化など

## 4. 2021年度の介護保険法改正のポイント

2021年4月に改正された介護保険法のポイントは大きく次の5つです。

### 2021年度の改正のポイント

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
4. 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設



### 解説

2021年度改正では、通いの場の充実が図られ、ボランティアを行った住民にポイントを付与する仕組みが設けられ、社会福祉連携推進法人が、2022年4月からスタートしました。8050問題などの相談窓口を地域包括支援センターに設ける、重層的支援体制整備事業が創設されるなど、2021年度改正については、介護事業者に影響のある改正項目が無いため、小ぶりで小規模な改正であったというイメージが強いです。

しかし、通いの場の充実の方向は、軽度者の市町村事業への移行を念頭に置いた布石でありますし、社会福祉連携推進法人は国が進める協働化、大規模化の目指すひとつの方向性であることを考えると、将来の布石が打たれた改正であったことが分かります。コロナの影響で通いの場が想定通りに拡大しなかった事から、2024年度改正でも軽度者の市町村事業への移行が見送られたのでありますが、国の想定通りに進んでいた場合には、市町村に移行された可能性が高かったのではないのでしょうか。

## 5. 2024年の介護保険法改正はどうか？①

2024年度介護保険法が2023年5月12日の通常国会で成立しました。今回の成立内容を見ると、**介護事業者に大きな影響がある改正であること**が分かります。

次回の介護保険法の改正は2024年に控えています。看護師の皆さんも把握しておきたい、2024年度介護保険法改正のポイントについてまとめました。

### 1. ケアプラン作成の有料化

ケアプランの有料化は、これまで何度も議論に上がってきました。それにより介護サービスの利用を控えるケースや、ケアプランを自分自身で作成する人が増えることにより、**ケアマネジャーの介入が困難になる可能性**があります。

### 2. 軽度要介護者へのサービスが地域支援事業に移行

地域支援事業へ移行すると、場合によっては利用者の費用負担が軽くなる可能性もあります。しかし介護報酬の引き下げが考えられるため、**事業者による事業所運営について、これまで以上により工夫が必要**とされます。

### 3. 介護職員の人員配置基準が緩和

現在、「入居者3人に対して職員1人」とされている介護施設の人員配置基準を、「4人に対して1人」に緩和することが検討されています。**介護職員の負担軽減が予測**されます。

その他、「介護保険の自己負担が原則2割」や「多床室の室料の見直し」なども検討されています。

## 5. 2024年の介護保険法改正はどうか？②

介護事業者への影響がある全体像は以下のとおりです。

### 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 における介護保険関係の主な改正事項

#### I. 介護情報基盤の整備

- **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施**
  - ▶ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
  - ▶ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする  
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

#### II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- **介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備**
  - ▶ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け  
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
  - ▶ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

#### III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- **介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進**
  - ▶ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の実産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

#### IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- **看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める**
  - ▶ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

#### V. 地域包括支援センターの体制整備等

- **地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備**
  - ▶ 要支援者を行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など <sup>36</sup>